

記入例: 公証人の登録によるフランス式協議離婚(配偶者の一方が外国人、未成年のお子様があり、協議書に共同親権の定めがある場合)

離婚届

令和 年 月 日 届出

在フランス日本国 大使 殿
総領事

受理 令和 年 月 日	公館印					
第 号						
通知(送付) 令和 年 月 日	公館印					
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

氏名は日本の戸籍に記載されているとおりに記入。

パリ市以外は県名も記入。

本籍地はハイフン等を使わず、戸籍のとおり。
×霞が関2-2
○霞が関2丁目2番地

外国人の両親の氏名は、Acte de mariageに記載されているとおりに、苗字→名の順で記入。通常夫婦別姓。

(1) 氏名	夫 (フリガナ) 氏名 シュネデール マルクオリヴィエ	妻 氏名 ガイム ハナコ
生年月日	1990年4月3日	平成4年7月10日
住所	フランス国オードセヌヌ県 ニューイシュールセヌヌ市 シュネデール広場1番地	フランス国パリ市第8区 オッシュ大通り7番地
本籍	東京都千代田区霞が関2丁目2 (番地番)	
(2) 筆頭者の氏名	外務 花子 (夫の国籍 フランス国)	(妻の国籍 フランス国)
父母及び養父母の氏名	夫の父 シュネデール、トマポールネ 母 ベネック、ニコールアヌ	妻の父 外務 太郎 母 良子
父母との続柄	長男	二女
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 判決	
(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍	夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/>	
(5) 未成年の子の氏名	外務 花恵	
(6) 同居の期間	平成30年1月から 令和6年3月まで	
(7) 別居する前の住所	フランス国パリ市第8区オッシュ大通り7 (番地番)	
(8) 別居する前の世帯の主な仕事	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤務者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤務者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者の世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(9) 夫婦の職業	夫の職業 妻の職業	
その他	令和7年1月4日フランス国の方式にて離婚成立。 同国パリ市第8区役所作成の婚姻及び離婚証明書、及び公証人により登録された離婚協議書を添付。	
届出人署名	夫 外務 花子	妻 外務 花子

(届出人の連絡先及び電話番号 06-1234-5678)

戸籍に記載されているとおりに日本語で署名。

証人(日本法による協議離婚のときだけ必要です)		
署名 (※押印は任意)	印	印
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所	フランス方式で離婚された場合、証人欄は記入不要。	
本籍	番地番	番地番

記入の注意

- 届書はすべて日本語で書いてください。
この届書は長年保存されますので、鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- 夫婦の一方が外国人のときは、日本人について本籍と筆頭者(戸籍の一番最初に書いてある人)の氏名を書き、外国人についてカッコ内にその国籍を書いてください。
外国人のうち、次の地域の法を本国法とするものは、国籍に代えて地域を記載することができます。
①台湾
②パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)
父母がいま婚姻しているときは、母の氏を書かないで、名だけを書いてください。
養父母についても同じように書いてください。
- にあてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
- 日本国籍を有する未成年の子があるときは、それぞれの子について夫と妻のどちらが親権を行うかをきめて書いてください。
- 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
- 別居する前の夫婦の共通の住所を書いてください。
- 外国の法律で協議離婚したときは、3か月以内に離婚証明書をそえて出してください。外国の裁判所で離婚したときは、裁判が確定した日から10日以内に原告から判決書の謄本及び確定証明書をそえて出してください。なお、この10日を経過しても原告が届出しないときは被告から届出できます。いずれの場合も証人欄の記載は不要ですが、外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。また、「その他」欄には、協議離婚したときは、離婚確定年月日及び離婚の方式を、離婚判決による場合は、離婚確定年月日及びその裁判所名を記載してください。
- 届書は2通出してください。
- 戸籍謄本は原則として不要ですが、本籍地において戸籍情報が電算化されていない方については、戸籍謄本の提出が必要となります。
- 届出人や証人の署名は、はっきりと読めるようにそれぞれ本人が書いてください。なお、外国人が外国語で署名する場合は、その「よみかた」をカタカナで併記してください。
- 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□にあてはまるものにしるしをつけてください。 該当箇所にしるしをつけてください(任意)。

離婚後の子育ての分担について
 取決めをしている。 まだ、決めていない。
 子育ての分担: 子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

親子交流について
 取決めをしている。 まだ、決めていない。
 親子交流: 未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□にあてはまるものにしるしをつけてください。

養育費の分担について
 取決めをしている。 まだ、決めていない。
 ※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。
 養育費: 経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。
 詳しくは、各市区町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイト内にも掲載しています。

法務省 離婚 法務省パンフレット 法務省の解説動画

日本司法支援センター(法テラス)では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。
 【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp